

「道の駅おおた交流センター」

募集要項説明書

- ※ 1. 指定管理者が行う業務の範囲
- ※ 2. 関係法令の遵守
- ※ 3. 応募資格
- ※ 4. 提出書類
- ※ 5. 応募に際しての留意事項
- ※ 6. 指定管理者の候補者の選定等
- ※ 7. 選定後の業務等

※ 1. 指定管理者が行う業務の範囲

業 務	詳 細 業 務
1. 道路の通行者への休憩の場の提供に関すること	①道路の通行者にとって、心地のよい、安全、安心な施設・設備の提供に関する業務 ②その他
2. 農産物等の展示及び販売施設の管理運営に関すること	①出荷者の管理 ②農産物等のマーチャンダイジング業務（商品構成、集荷、陳列等） ③農産物等の販売、管理等 ④イベントの企画立案、実施 ⑤その他
3. 物品等の展示及び販売の管理運営に関すること	①出荷者の管理 ②物産・加工品等のマーチャンダイジング業務（商品構成、集荷、陳列等） ③物産・加工品の販売、管理等 ④イベントの企画立案、実施 ⑤その他
4. 多目的休憩施設管理運営に関すること	①ケータリングカービレッジの管理運営に関する業務 ②出店者（車）の管理（出店調整、販売管理、運営管理等） ③自動販売機の管理（導入調整、販売管理等） ④イベントの企画立案、実施 ⑤その他
5. 観光振興に関すること	①観光情報等の提供案内業務 ②企画展示・イベントに関する業務 ③市内の他施設との連携業務 ④自主事業に関する業務 ⑤その他
6. 利用促進・販売促進に関すること	① P R 活動の企画立案、実施 ②イベントの企画立案、実施 ③利用者の公聴（アンケート調査等）の実施

	④他の道の駅との連携業務 ⑤その他
7. 市民及び来訪者の交流促進に関すること	①交流の仕組みづくり ②交流の場づくり ③イベントの企画立案、実施 ④その他
8. 施設、設備等の維持管理に関すること	①駐車場管理業務 ②広場・植栽管理業務 ③清掃管理業務 ④警備業務 ⑤保守点検業務 ⑥修繕業務 ⑦日常巡回点検業務 ⑧一般廃棄物（ごみ等）処理業務 ⑨記録等保存業務 （※国交省トイレを除く部分。詳細は、別途協議により決定する。）
9. 施設利用の承認・料金等に関すること	①販売等に関する調整、指導、許可等 ②販売台帳等の整備 ③利用料金設定、徴収、減免、還付等
10. その他業務	その他、防火、防災対策及び災害時に関する業務、市長が必要と認める業務等

※ 2. 関係法令の遵守

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法令
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、電気事業法、消防法等の施設関連法令
- (4) 水質汚濁防止法ほか水質汚濁防止関連法令
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律ほか廃棄物処理関連法令
- (6) 食品衛生法ほか食品衛生関連法令
- (7) 道路法ほか道路関係法令

- (8) 個人情報保護に関する法律、太田市個人情報保護に関する法律施行条例
- (9) 太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、同施行規則
- (10) 道の駅おおた交流センター条例、同施行規則
- (11) その他関連法令、例規等

※ 3. 応募資格

指定管理者に応募できる団体は、指定期間中、安全かつ円滑に包括的管理ができる法人その他の団体（以下「団体等」という）で、太田市に本店又は支店を有し、団体及び団体の代表者が、次の各号のいずれにも該当しないものとします。

（「団体等」とは、株式会社、N P O 法人、組合等の団体をいい、組織の形態は問いません。）

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (4) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (5) 国税及び群馬県税並びに太田市税及び公共料金（市営住宅使用料、水道料、下水道料、介護保険料等をいう。）を滞納している団体等（代表者が滞納している場合も含む。）
- (6) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 3 0 条又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による更正手續又は再生手續の開始の申立てがなされて、更正手續の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていない者
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある者又は団体
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- (9) 太田市指定管理者候補者審査委員会委員と資本面等で関連がある者

※ 4. 提出書類

指定管理者指定申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて申請してください。提出書類はパンフレット等を除き原則 A 4 判で作成し、縦型ファイルに左綴じで作成してください。

※提出部数は、正 1 部、副 1 4 部の計 1 5 部とします。

(1) 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

(2) 事業運営に関する書類

事業計画書

ア 団体に関する事項

概要、業務内容、実績

イ 実施計画に関する事項

管理運営方針、維持管理修繕の取組、利用者の意見・要望の把握及び反映方法、職員の雇用対策、情報公開及び個人情報保護への取組、環境問題への配慮、緊急時の対策等

ウ 収支計画に関する事項

単年度収支予算、合算収支予測（5 年間）

エ 管理運営体制に関する事項

組織図、職員・勤務体制等

(3) 事業者の概要に関する書類

ア 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

イ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書又はこれに類する書類

ウ 事業計画書、収支予算書又はこれらに類する書類

エ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

オ 法人にあっては、登記事項証明書、法人でない団体にあっては代表者の住民票の写し

カ 役員名簿

キ 納税証明書

ク 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類

ケ 誓約書（暴力団排除要綱に基づくものとする）

※ 5. 応募に際しての留意事項

(1) 重複提案等の禁止

ひとつの団体が、複数の提案をすることはできません。さらに、ひとつの団体が、複数の共同企業体に加わることもできません。

(2) 提案書の変更

市が受理した提案書については、内容変更は認めません。

(3) 質問及び回答

募集要項の配布後、募集要項の内容に質問があるときは、質問票により受け付けます。

① 質問の受付期間

令和8年5月20日（水）から8月20日（木）午後5時15分まで

② 質問の方法

電子メールまたはファクシミリで受け付けます。

③ 質問への回答

回答は、随時太田市ホームページで公開し、当該募集要項と同等の効力を有するものとします。

(4) 追加書類の提出等

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、又はヒアリングを行います。

(5) 著作権の帰属等

応募書類の著作権は、指定管理者が決定するまでの間は応募者に帰属します。ただし、市は指定管理者の候補者の選定の公表、施設の管理運営の参考とするため等で市が必要と判断する場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。指定管理者の決定後、選考された応募書類の著作権は前記より市が使用するもののほかは応募者に帰属します。なお、応募書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(6) 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

(7) 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で利用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の上承を得ることなく第三者に対してこれを利用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

※ 6. 指定管理者の候補者の選定等

(1) 選定方法

指定管理者の候補者は、「太田市指定管理者候補者審査委員会」において、選定基準に基づき、書面及びヒアリング等の審査を経て、市長が選定します。

(2) 審査委員会による審査

審査委員会は、次の事項に基づき審査します。

なお、提出内容についてヒアリングが必要な場合、審査委員会にて説明をしていただくことがあります。

- ① 事業計画の内容が市民の平等な利用を確保することができるものであること
- ② 事業計画の内容が当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること
- ③ 指定管理者の指定を受けようとする団体が事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること
- ④ 前3号に掲げるもののほか、市長が当該施設の設置の目的を達成するために必要と認める基準

(3) 審査結果

審査結果については、応募者全員に文書で通知します。

(4) 指定管理者の候補者の選定の公開

指定管理者の候補者を選定した後、応募の概況（応募者名等）、選定した指定管理者の候補者名について公開することがあります。

(5) 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ④ 虚偽の内容が記載されているとき
- ⑤ その他、審査委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不相当と認められるとき

※ 7. 選定後の業務等

(1) 開業までの業務

- ① 農産物等の展示及び販売施設の開業準備に関する業務
- ② 物品等の展示及び販売施設の開業準備に関する業務

- ③ ケータリングカービレッジ等飲食関連業務の開業準備に関する業務
- ④ その他

(2) 指定の通知

令和8年12月市議会の議決後に指定を決定する旨を通知します。

(3) 協定書の締結

市議会による指定の議決を経たのちに、協定を締結します。

協定において定める事項は、次のとおりです。

- ① 事業計画に関する事項
- ② 管理運営に関する事項
- ③ 事業報告に関する事項
- ④ 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- ⑤ 施設の備品等の所有権の帰属に関する事項
- ⑥ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報保護及び情報の公開に関する事項
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項